

## 視聴覚室使用心得

- 1 使用者は、所定の手続きを行った者に限る。
- 2 1室として使用したい者は、予めスポーツセンター事務室に申し出て許可を得た後に間仕切壁の移動を行うこと。使用後は速やかに原状に戻すこと。
- 3 室内では喫煙・飲食を禁ずる。
- 4 忘れ物等をしない様にする事。
- 5 放送機器等の使用を希望する者は、所定の手続きを済ませた者に限る。
- 6 機器を使用した者は、利用後元の場所に戻すこと。また、その際に次の利用者の為に整理・整頓を心掛けること。